

事 務 連 絡
令和2年12月17日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

令和2年度補正予算（第3号）に伴う対応等について

政府は、令和2年12月15日に、令和2年度補正予算（第3号）の概算について閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講ずることを予定しておりますので、お知らせいたします。

貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 眞貝

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

政府は、令和2年12月15日に令和2年度補正予算（第3号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策4兆3,581億円、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現1兆6,766億円、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保3兆1,414億円を計上するほか、既定経費の減額4兆1,963億円等の修正減少額を計上している。また、歳入面で、税収を8兆3,880億円減額計上する一方、税外収入7,297億円、公債金2兆3,950億円（建設公債3兆8,580億円及び特例公債1兆8,370億円）等を追加計上している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも令和2年度補正予算（第2号）による補正後予算に対し、1兆4,271億円増加し、1兆7,566,878億円となっている。

第2 補正予算等に係る財政措置

今回の補正予算においては、国税の減額補正に伴い地方交付税が減額されるとともに、歳出の追加に伴う地方負担の増加が生じること等から、以下のとおり措置を講ずる予定である。

1 地方交付税

今回の補正予算においては、令和2年度の国税の減収に伴い地方交付税が2兆6,339億円の減額となったところであるが、これについては、令和2年度当初における地方財政対策に準じ、以下のとおり措置することとしており、この結果、令和2年度当初予算の地方交付税の総額を確保することとしていること。

(1) 地方交付税の減2兆6,339億円については、全額を国の一般会計からの加算により措置すること。

(2) (1)の加算のうち国負担分8,651億円については、臨時財政対策特例加算とすることとし、地方負担分1兆7,688億円については、臨時財政対策債を発行することに代えて措置するものであることを踏ま

え、後年度精算すること。

また、令和2年度当初に行うこととしていた交付税特別会計借入金の償還については、当該償還予定額から国の一般会計からの加算により償還財源を確保した分を控除した額（2,500億円）の償還を繰り延べるとともに、当該額を令和3年度当初の地方交付税の総額に加算することができることとしていること。

以上の措置を講じるため、「地方交付税法等の一部を改正する法律案（仮称）」を国会に提出する予定であること。

2 追加の財政需要

今回の補正予算においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講ずる予定である。

なお、詳細は別途お知らせすることとしている。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る事業

今回の補正予算による歳出の追加のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として実施する事業に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとしている。また、投資的経費に係る地方負担については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しない場合には、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

(2) ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業

今回の補正予算による歳出の追加のうち、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現として実施する事業に係る地方負担については、投資的経費を除き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により措置することとしている。

また、投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

(3) 上記(1)(2)以外の事業

今回の補正予算による歳出の追加のうち、上記(1)(2)以外の事業に係る地方負担については、以下のとおり措置することとしている。

① 投資的経費に係る地方負担については、原則として、その100%まで地方債を充当できることとし、以下に掲げるものを除き、後年度における元利償還金の50%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしている。

ア 災害復旧事業債

(ア) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(イ) 災害対策債

(i) なりわい再建支援事業（地方公共団体が補助する経費の2/3を国が補助する場合）及び令和2年7月豪雨による災害の災害廃棄物処理事業に係る災害対策債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

なお、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体については、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

(ii) 上記(i)以外の事業

災害廃棄物処理事業については、地方負担額の80%を特別交付税により措置した上で、残余について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、災害対策債の後年度における元利償還金の57%を特別交付税により措置すること。

(ウ) 一般単独災害復旧事業債

一般単独災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、その47.5%～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

イ 令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債

令和2年7月豪雨への対応に伴う投資的経費（災害復旧事業を除く）に係る補正予算債の後年度における元利償還金については、その80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

ウ 公営企業債

当初における一般会計からの繰出額の一部に対する算定と同様の方式により措置すること。

- ② 地方債の対象とならない経費については、地方財政計画に計上された追加財政需要額（４，２００億円）の一部により対応することとし、新たな財源措置は行わないこととしているので、留意されたい。

第３ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等

今回の補正予算においては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を１．５兆円（うち地方単独分１．０兆円、即時対応分０．２兆円）増額することとされている。

このほか、全額国費により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額（１兆３，０１１億円（医療分１兆１，７６３億円、介護・福祉分１，２４８億円））、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の増額（４，１９９億円）及び新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施（５，７３６億円）等に係る事業を計上することとされている。

第４ 地方税等の減収に対する措置

本年度の地方税等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税（地方消費税交付金を含む。）、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税（ゴルフ場利用税交付金を含む。）、軽油引取税（軽油引取税交付金を含む。）、市町村たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む。）、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税について景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じる見込みであり、これらの地方税等の減収に対し、減収補填債を発行可能とするよう、地方交付税法等の一部を改正する法律案（仮称）の中で、地方財政法第５条の特例を設ける予定である。

なお、当該減収補填債の後年度における元利償還金については、その７５％（地方消費税引上げ分、地方消費税交付金引上げ分、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税については１００％）を公債費方式により基準財政需要額に算入する予定である。

また、減収補填債の資金については、市町村（指定都市を除く。）に対して原則としてその全額に公的資金を配分する予定である。さらに、減収補填債の対象とならない地方税等や使用料・手数料の減収及び減免額について、建設事業費への充当可能額の範囲内で資金手当のための地方債を発行可能とするよう、令和2年度地方債同意等基準を改正する予定である。

なお、発行可能額の算出方法等、詳細は別途お知らせすることとしている。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）等について

令和2年12月15日

（単位 億円）

第一 一般会計予算の補正

1 歳出の補正額

（歳出の追加額）

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	43,581
(2) ポストコロナに向けた経済構造の 転換・好循環の実現	116,766
(3) 防災・減災、国土強靱化の推進など 安全・安心の確保	31,414
小計	191,761
(4) その他の経費	252
(5) 地方交付税交付金	26,339
① 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	22,118
② 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	4,221
計	218,353

（歳出の修正減少額）

(1) 新型コロナウイルス感染症対策予備費の減額	△	18,500
(2) 既定経費の減額	△	23,463
小計	△	41,963
(3) 地方交付税交付金の減額	△	22,118
計	△	64,082
合計		154,271

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1)	そ	の	他	収	入		7,306			
(2)	公		債		金		223,950			
①	公		債		金		38,580			
②	特	例	公	債	金		185,370			
(3)	前	年	度	剰	余	金	受	入		6,904
								計		238,160

(歳入の修正減少額)

(1)	租	税	及	印	紙	収	入	△	83,880	
(2)	そ	の	他	収	入			△	9	
								計	△	83,889

合 計 154,271

(備考) 上記の補正により、令和2年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,756,878億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

労働保険特別会計、エネルギー対策特別会計など11特別会計について、所要の補正を行う。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）フレーム

(単位：億円)

	歳 出	歳 入
1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策	43,581	▲ 83,880
2. ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現	116,766	
3. 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保	31,414	7,297
小 計 (経済対策関係経費)	191,761	
4. その他の経費	252	
5. 地方交付税交付金	4,221	6,904
(1) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額	▲ 22,118	
(2) 税収減に伴う一般会計の地方交付税交付金の減額の補填	22,118	
(3) 地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填	4,221	
6. 既定経費の減額	▲ 41,963	223,950
(1) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	▲ 18,500	38,580
(2) その他	▲ 23,463	185,370
合 計	154,271	154,271
3. 前年度剰余金受入		6,904
4. 公債金		223,950
(1) 建設公債		38,580
(2) 特例公債		185,370
合 計		154,271

(注) 前年度剰余金の処理のため、要特例法。